

6年間保存

等々力小学校
PTAのしおり

令和5年度版



等々力小学校PTA

令和5年3月改定

—目次—

等々力小学校PTAについて	1
PTA組織・総会について	2
役員会・アドバイザー・会計監査について	3
委員会について	5
ポイント制度・ボランティア制度について	7
PTA用語	9
PTA規約	15
PTAサークル規定	19

円滑なPTA活動のため「等々力小学校PTAしおり」をよくお読み下さい。
年度初めの保護者会・委員会などには、この「PTAしおり」をお持ち下さい。
本冊子は、6年間保管してください。
内容は変更される場合があります。詳しくは「PTAだより」をご確認下さい。

等々力小学校PTAについて

等々力小学校のPTAは、
会員相互の親和と教養の向上
家庭、学校及び社会における児童の幸福を高める
児童の生活環境の整備をはかる
ことを目的とします。

この会の目的に賛同して入会した方を会員とします。

会員の皆さまからいただいた個人情報につきましては、本校PTAの活動に関わる連絡・調整等に利用し、役員会にて適正に管理いたします。

PTA会員について

等々力小学校PTAは、保護者と教員で組織されています。会員はPTA活動へのご協力をお願いいたします。令和4年度から、活動に参加された方にポイントを進呈するポイント制を導入しました。できるタイミングで、できる活動にご協力ください。
入学時または転入時に、PTA入会申込書に必要事項をご記入の上、PTA役員会に提出ください。

会員は、以下の2つに所属していただきます。

学級PTA：学級ごとに保護者と担任で子どもたちのための話し合いを進めていくための場
校外PTA（地区班）：地区班ごとに、地域の安全を守り、結び付きを深めていくための場

***地区班について**：学区内に4地区17班の地区班があり、お住まいの住所で所属が決まります。
東地区(東1班・東2班・東3班・東4班)
西地区(西1班・西2A班・西2B班・西3班)
南地区(南1班・南2班・南3班・南4班)
北地区(北1班・北2班・北3班・北5班・北6班)

PTA会費について

会費はPTA活動費として、主に入学祝や卒業記念品、運動会参加賞など子どもたちのために使われています。他に、PTA補償制度の保険料、世小P分担金、PTA活動に必要な経費が会費から支払われています。

一世帯につき月額 250 円×12 ヶ月＝3,000 円を、2 学期に口座引き落としで一括納入していただきます。

※ 納入の対象は、1 学期終業式時点で本校に在籍する会員です。ただし、1 学期終業式以降、9 月 30 日までに転出される会員（要事前連絡）の引き落としは原則しないものとします。

※ 夏休み以降の転入は、次年度まで会費はかかりません。

※ 転出の際、納入済みの会費は返金されません。

PTA組織・総会について

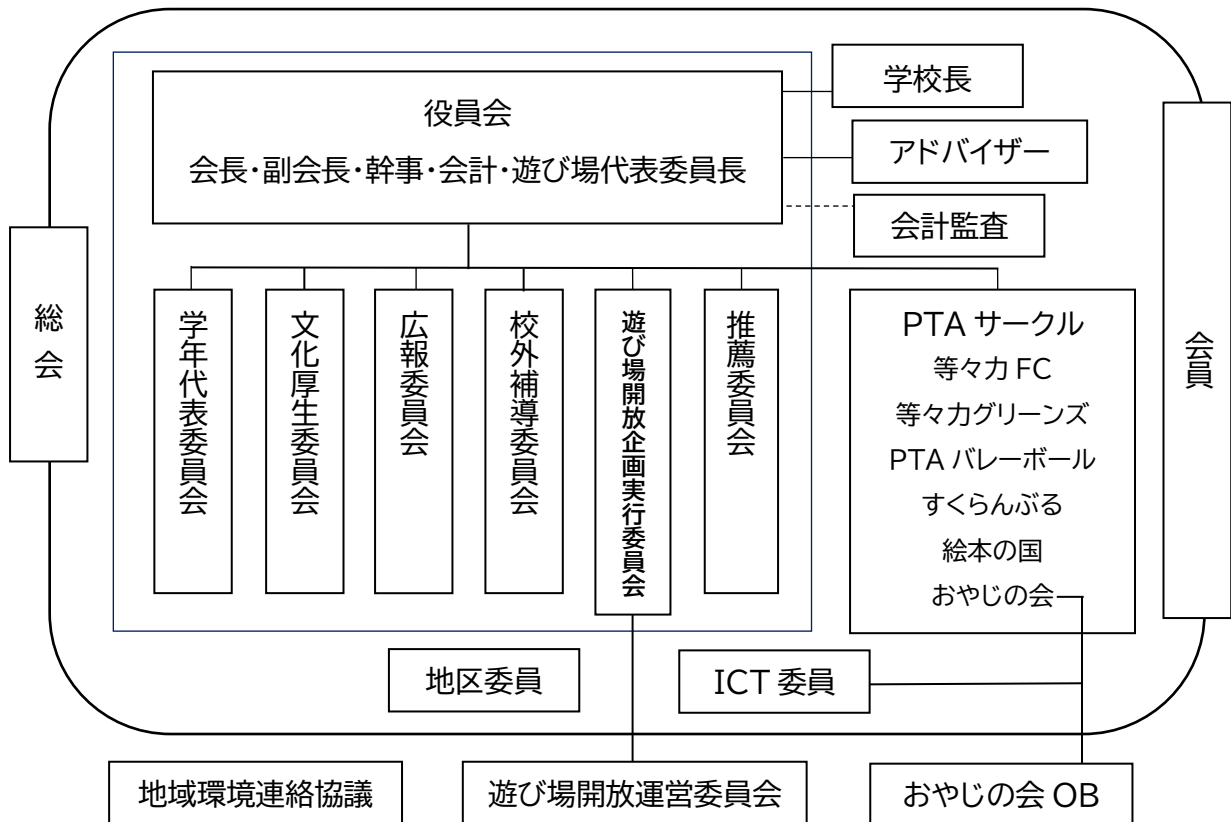
総会	<p>5月と2月にPTAの活動方針・予算の審議・決算・新年度役員候補の承認等をする、等々力小学校PTA最高議決機関です。</p> <p>委任状を含め世帯数の 1/5 以上で会が成立し議事は出席者の過半数で決められます。(規約第7章参照)</p>
-----------	--

役員会	<p>学校長・会長・副校長・副会長・幹事・会計・遊び場代表委員長・アドバイザーで構成し、PTA活動の推進にあたるための会です。</p> <p>PTA活動を実行する執行機関、PTA運営上の諸問題の解決に努める合議機関です。</p>
------------	--

会員の皆様の意見は下記の方法で取り上げられ、PTA活動に反映されます。

- ▶ 保護者会などでの意見を学年代表委員へ連絡、学年代表委員会でとりまとめ後、委員会、役員会で話し合う。
- ▶ 5月と2月に行われる総会で、会員みなさんが直接発言し、話し合う。

等々力小学校 PTA 組織図



原則 16 年毎に持ちまわり(次回は未定)

役員会・アドバイザー・会計監査について

役員会

令和4年3月改定

会員から選出されたPTAの代表者で、様々なPTA活動が円滑に行われるようバックアップします。また、保護者・学校・地域とのパイプ役となります。

★主な活動★

- 入学式、卒業式、各行事に参加
- 総会などを開催

会長

- 総会などを招集
- 関連諸団体の会議などへの出席
- PTA会員と学校と地域の活動のとりまとめ

副会長

- 会長の代理・補佐役、関連諸団体の会議などへの出席
- PTA会員と学校と地域の活動のとりまとめ
- PTA会員の窓口
- 学校行事のお手伝い
- PTA総会の準備・進行
- 役員会開催

幹事

- 児童名簿・地域名簿の作成・管理
- 会員への配布書類の作成
- 総会や役員会などの資料の作成、記録、書類の管理
- 新入生対応（新入生へPTA関連書類配布）
- 転入・転出生対応（PTA関連書類配布・名簿更新）
- PTAだより発行
- 「とどろき会」の幹事
- 役員会出席

会計

- PTA会費の管理・事務処理・消耗品などの発注
- 予算案作成
- 決算報告
- PTA室コピー複合機、WIFI管理
- PTA総合補償対応
- けやきネットカード管理
- 近隣幼稚園、中学校への入学卒業祝いメッセージ作成
- 役員会出席

遊び場代表委員長

- 校庭開放の運営と管理、実施
- 夏まつり、冬まつりの企画、実施
- 地域活動への出席・手伝い（児童館主催イベント、東深沢スポーツ・文化フェスティバル等）
- 遊び場運営委員会の主催
- 役員会出席

アドバイザー（前年副会長・幹事・遊び場代表委員長より数名）

- 役員会の補佐

会計監査（前年会計より1～2名）

会計の帳簿と領収書、銀行の通帳、現金残高のチェック、会計報告の監査を行う。

★主な活動★

- P T A会費に関わる経理監査および5月総会での監査報告
- 5月総会・2月総会等における資格確認

委員会について

(下記委員の人数は、委員長・副委員長を含む)

学年代表委員会 (委員は各学年より1名 ただし1年のみ各クラス1名)

P T Aと各学年の橋渡し役となり、保護者会や単 P 研修会などを通じて、保護者・学校・役員会をつなぎます。

★主な活動★

- ◇ 学校行事やP T A行事への協力
- ◇ 学年代表委員会への出席
- ◇ 単P研修 (P T A用語参照) の担当、第8ブロック合同研修会への出席

文化厚生委員会 (委員は全学年より12名)

P T A会員のための生涯学習を目的として活動しています。活動を通して保護者が成長し、子どもの家庭環境を豊かにする催しを企画運営します。

★主な活動★

- ◇ 家庭教育学級 (給食試食会*含む・P T A用語参照) の企画・実行
 - ◇ ウェブベルマーク (P T A用語参照) P R・管理
 - ◇ インクカートリッジ回収
 - ◇ 文化厚生委員会への出席
- *給食試食会の開催は現在、見合わせております

校外補導委員会 (委員は全学年より22名)

令和5年3月改定

交通安全・防犯の両面から子どもを守る安全な地域環境をつくっていくために、学校・地域・警察と連携を図りながら活動しています。

★主な活動★

- ◇ 朝の登校見守り運動 (P T A用語参照) 当番表の作成・配布
- ◇ 地域行事、関連諸団体の会議などへの参加・協力
- ◇ 自転車安全教室 (P T A用語参照) の運営サポート
- ◇ とどろき安全マップ (P T A用語参照) の作成
- ◇ P T Aパトロール (P T A用語参照) 実施
- ◇ 校外補導委員会への出席
- ◇ 地区班組織づくり授業の準備・当日サポート
- ◇ 地区班会議進行

地区委員 (委員は全学年より2名)

青少年等々力地区委員会 (P T A用語参照) のメンバーとなり、地域の子どものための行事や環境浄化のお手伝いをします。地域の子どもの健全育成を図るお手伝いをします。

広報委員会（委員は全学年より6名）

等々力小学校PTA広報誌「等々力」の企画・編集・発行・発送。情報を通してPTAを活性化させる役割があります。（※任期は翌年5月までとなります）

★主な活動★

- ◇ 広報誌「等々力」発行
- ◇ 取材活動など広報誌発行に関する活動
- ◇ 広報誌の整理・保管
- ◇ 広報委員会への出席

推薦委員会（委員は全学年より12名）

次年度の役員・委員長・副委員長（一部委員会）を選出します。

★主な活動★

- ◇ 次年度の役員会・委員会の選出
- ◇ 役員会・委員会選出に関わる準備・募集・調整
- ◇ 個人のポイント管理・計算
- ◇ 推薦委員会への出席

遊び場開放企画実行委員会（委員は全学年より18名）

校庭開放の運営管理、等々力小学校で開催される年2回のイベントの企画実行をします。Pバレー・等々力グリーンズ・等々力FC・おやじの会からも1名ずつ遊び場担当として活動します。

★主な活動★

- ◇ 校庭開放の運営と管理、実施
- ◇ 夏まつり・盆おどり大会、冬まつり・もちつき大会の企画・実施
- ◇ 遊び場開放運営委員会への出席
- ◇ 地域活動への出席・手伝い（児童館主催イベント、東深沢スポーツ・文化フェスティバル等）

ICT委員会

令和2年度より臨時委員会としてICT（情報通信技術）委員会を新規に設置しました。任期は「PTA会長が必要とする期間」とし、役割は「役員会・各委員会および学校と連携し、PTA活動のICT化の促進に貢献する」こととしております。当面は、ICT委員会の活動はおやじの会に委任し、ICT委員長はおやじの会代表が兼務いたします。PTA活動を行う中で、ICT関連においてサポートが必要な時はICT委員会にご相談ください。

地域環境連絡協議会委員会（委員は1～5年の各クラス1名）

16年毎に当番校となります。今回は平成31年度でした。地域環境連絡協議会（PTAの用語参照）の当番校となるために発足される委員会です。子どもたちの安心・安全について考え・学び・話し合う催しや講演の企画運営を行い、春の情報交換会、秋の協議会を準備・開催します。

令和4年度よりポイント制度・ボランティア制度が導入されました。

「子どものためにできる人ができる時にできる事を！」ご協力お願いいたします。

(詳細はPTA ホームページの「PTA 活動のポイント制」参照)

ポイント制度について

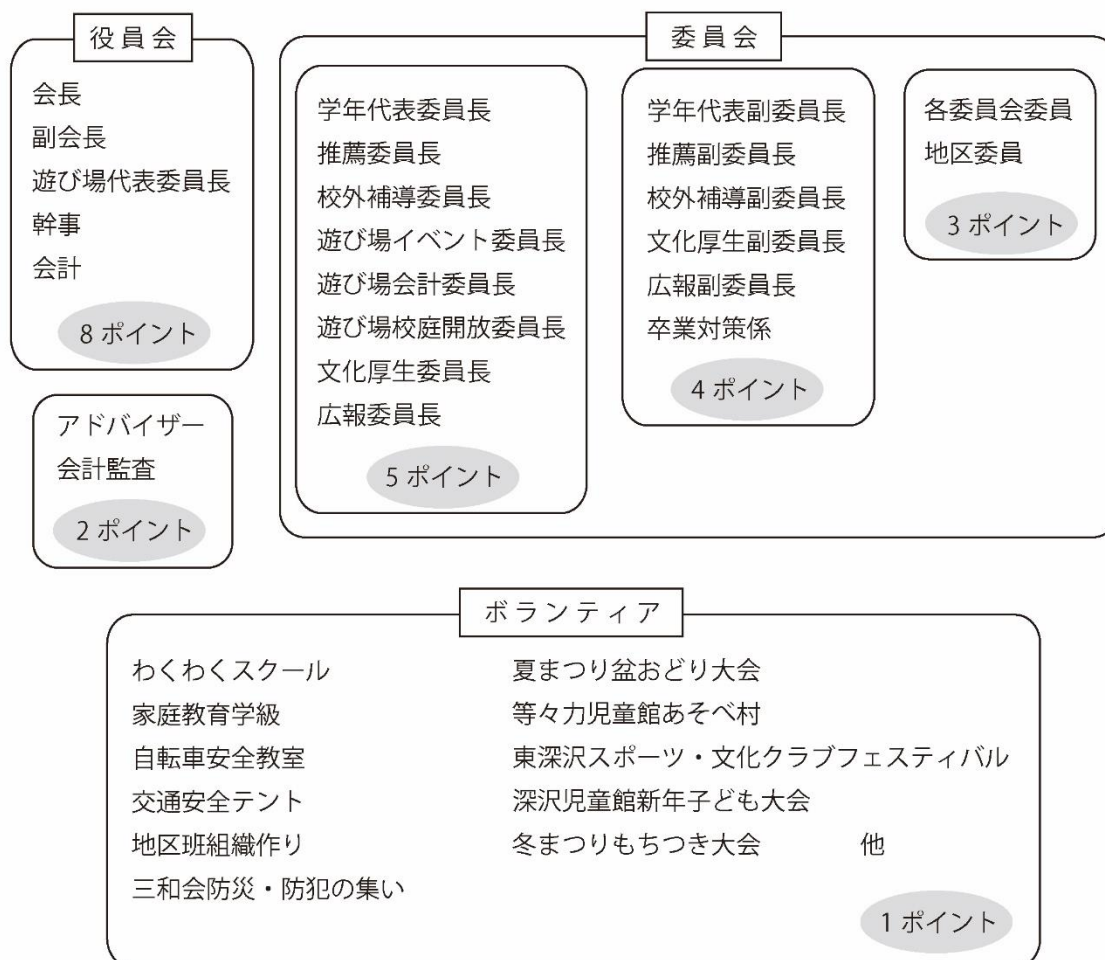
○子ども1人につき6年間に5ポイント取得で、その子どもに対するPTA活動目標ポイント達成となります。

○子どもが2人以上の場合、すべての子ども卒業までに10ポイント取得でPTA活動目標ポイント達成となります。

○すでに経験した役員・委員会はポイントを換算して付与いたします。(スタッフは除く)

○ポイントは推薦委員会が管理し、年に1度各会員に確認のお便りを配布します。

○ポイントカードは推薦委員会が配布し、年度始めに指定した日にスタンプを押印します。



ボランティア制度について

- イベントの開催に合わせて役員会・各委員会より募集させていただきます。
- ボランティアには、1年に何回でも応募可能です。
- ボランティアの募集内容・人数は年によって変更する可能性があります。
- すでにPTA活動目標ポイントを達成している人も応募可能です。
- 委員会に所属している方は、所属していない他の委員会が募集したボランティアには応募することができます。
- 応募者多数の場合はくじ引きを行います。(6年生でポイントの足りていない方を優先し、他の学年は保有ポイント数に関係なく抽選となります)
- 6年生のポイントが少ない方は、卒業対策系のボランティアをお願いする場合があります。

【 P T A 用 語 】

あ ICT委員会 あいしーていいんかい

PTA 活動の ICT 化の促進を目的に令和 2 年度より臨時委員会として設置されました。当面はおやじの会が ICT 委員会を兼務し、ICT 関連において継続的なサポートをいただいております。PTA 活動を行う中で ICT 関連のご相談(オンライン会議やライブ中継など)は ICT 委員会にご依頼ください。

朝の登校見守り運動 あさのとうこうみまもりうんどう

登下校時に地区班毎に決められた場所に立ち、首下げ式防犯パトロールカード(PTA 用語参照)と見守り運動用の旗(PTA 用語参照)を用い、児童が安全に登下校できるように見守ります。
2020年に「旗振り」から名称変更しました。

朝の登校見守り運動用の旗 あさのとうこうみまもりうんどうようのはた

各ご家庭に一本ずつ配布した交通安全用の簡易な黄色の旗

遊び場開放企画実行委員会 あそびばかいほうきかくじっこういいんかい (P6参照)

遊び場開放運営委員会 あそびばかいほううんえいいんかい

区の「遊び場開放運営委員会制度」に基づく教育委員会の委託事業です。各小学校内に設置され土、日、祭日及び長期休暇期間に運営します。

等々力小学校の運営委員会委員長は元青少年等々力地区委員です。同委員会はPTAより選出された独自の「遊び場開放企画実行委員会」を持ちます。地域、青少年委員、PTAのメンバーで等々力小学校の協力のもとに運営します。

ウェブベルマーク うえぶべるまーく

ウェブベルマークとは、ネットショッピングの広告費を利用する、新しいベルマーク運動の形です。ウェブベルマークサイトを經由してから各ショップの商品やサービスを利用するだけで、自己負担なく支援金を生み出すことができます。支援金は、ウェブベルマーク協会からベルマーク教育助成財団を通じて、東北被災校と等々力小学校へ送られます。



おやじの会 おやじのかい (P2 参照)

等々力小学校の在校生・卒業生のお父さんたちの会です。PTAのバックアップを目的とし、運動会の警備、盆おどりの手伝い、もちつき大会の共催等、活発に活動しています。

か 会計監査 かいけいかんさ (P4参照)

学校運営委員会 がっこううんえいいんかい

地域や保護者の皆さんの代表等で構成されています。学校運営の基本方針について承認を行ったり、学校の運営や教職員の採用などについて教育委員会・学校長に対して意見を述べる事が出来ます。

児童・保護者・地域の声を学校運営に反映させます。PTAや学校協議会等に働きかけ、保護者や地域への学校教育活動参加を呼びかけ保護者・地域・学校が協働して取り組む事業等を実施します。

学校関係者評価委員会 がっこうかんけいしゃひょうかいいんかい

児童・保護者・地域住民の期待に応える学校を作るため、平成17年度から、各学校長が推薦し、教育委員会が委任した保護者代表・地域住民代表・学識経験者で構成される組織。学校の1年間の活動を振り返るため、全児童・全保護者・地域住民にアンケート調査を行い、次年度の計画に反映させます。

学校協議会 がっこうきょうぎかい

「児童・生徒の健全育成」「地域防災防犯」「教育活動の充実」を目指し、各学校や地域の実態に即した活動を行っています。本校の学校協議会メンバーは、等々力出張所・玉川警察署・玉川消防署・町会等の方々、青少年委員、新BOP関係者、児童館、民生委員、それに学校・PTA会長・役員・おやじの会等が加わります。(避難所運営訓練は学校協議会主催です。)

学校評議員 がっこうひょうぎいん

学校長の相談役。校長が困ったときに地域の方で積極的に意見を伺える方で構成。保護者や、地域の意向を踏まえて学校運営や教育活動への助言、保護者や地域の、関係諸団体への理解促進、協議、学校協議会の充実のための活動を行います。

学年代表委員会 がくねんだいひょういいんかい (P5参照)

家庭教育学級 かていきょういくがつきゅう

世田谷区教育委員会から世小Pを通して単Pに委託される、PTA会員のための生涯学習を目的とした事業です。本校では、文化厚生委員会が担当し、講演会や講習等を年3回程度実施しています。

キッズセキュリティ・ミマモルメ きっずせきゅりてい・みまもるめ

ICタグをお持ちのお子様が発下校に校門を通過すると、ご登録いただいたメールアドレスに通過情報のメールが配信される、有料のサービスです。

教育条件整備要望 きょういくじょうけんせいびようぼう

各学校における施設設備、教育充実等に関する要望を翌年度の教育行政予算に反映してもらえるよう、世小Pで毎年「教育条件整備要望書」として取りまとめ、教育長に提出しています。

首下げ式防犯パトロールカード くびさげしきぼうはんぱとろーるカード

ネームプレートホルダーサイズの黄色いパトロールカード。活用法についてはPTAパトロールをご参照ください。

研修 けんしゅう

会員相互の学び合いを目的とし、主に、単位PTA研修会、ブロック研修会、代表者研修会、合同研修会があります。

校外補導委員会 こうがいほどういいんかい (P5参照)

校庭開放 こうていかいほう

区の委託を受け、遊び場開放企画実行委員会が主体となり、区立小学校の校庭を子どもたちの安全な遊び場として開放しています。

広報委員会 こうほういいんかい (P6参照)

「こどもを守ろう110番」ステッカー・プレート こどもをまもろう110ばん すてっかー・ぷれーと

このステッカー・プレートの貼ってある家・商店等は、子どもたちが“こわい、あぶない”と感じたとき、一時的な避難場所になってくれます。子どもたちが安心して過ごすことができる地域社会を推進するため平成11年度より始めました。

さ 常任理事校・常任理事 じょうにんりじこう・じょうにんりじ

ブロック単位でPTA活動のとりまとめをする当番校のことで、ブロックの中心となり単P間の親睦を図り、PTAの各委員会などの情報交換の手助けをします。毎年各ブロックから1校が常任理事校となり、その学校の校長とPTA会長が常任理事として、世小Pで1年間、世田谷区内61校をまとめていきます。本校は令和4年度に常任理事校でしたので、次回は令和12年度の予定です。この年は世小P担当役員を選出いたします。

三和会交通テント さんわかいこうつうてんと

全国交通安全運動時、三和会所属の地域の方々为正門前に三日間テントを設けて交通安全を呼びかけるものです。

自転車安全教室 じてんしゃあんぜんきょうしつ

3年生を対象とし、世小P(PTA用語参照)の協力を得て自転車の乗り方を学びます。DVD上映による交通安全・注意点の講習や、玉川警察署の協力による校庭での実技指導を行います。

新BOP (Base Of Playing) しんぼっぷ

BOP(「ベース・オブ・プレイング:遊びの基地」の略。放課後の遊び場対策として、児童を対象に小学校の施設を利用して遊びを通じた異年齢交流を促進し、健全育成を図る事業)と、学童クラブ(仕事をもつ親のために子どもたちが夕方まで安全に過ごせるよう放課後子どもを預かる事業)の機能を併せ持つ仕組みとして世田谷区で独自に実施されているもの。BOPに参加する子どもたちは放課後、BOPスタッフの見守るなかで活動します。自分より年齢が下の子どものめんどうをみたり、みんなで工作をしたり、校庭にでてスポーツを楽しんだりしながら、子どもたちはその「遊び」の中で「きまり」を守ることを学んでいきます。

推薦委員会 すいせんいいんかい (P6参照)

すくらんぶる (P2参照)

もちつき大会でのあそぼうパンや わくわくスクールで、子供たちに楽しんでもらえるサポートをしています。

青少年委員 せいしょうねんいいん

青少年の健全育成のために、各小学校から1人ずつ教育委員会から委嘱され青少年委員になります。

青少年地区委員会 せいしょうねんちくいいんかい

青少年地区委員会は、青少年をめぐる社会環境の浄化、地域社会における青少年の健全育成等を目的としています。本校は、青少年等々力地区委員会に所属し、地区委員を中心に、環境浄化活動やレクリエーション活動(夏休みバスハイク・親と子の映画会)等を行っています。

世小P(世田谷区立小学校PTA連合協議会) せしょうぴー

情報交換・共通の問題解決等のために世田谷区内61校のPTAで組織されています。

世小P広報担当 せしょうぴーこうほうたんとう

世小P広報部にブロックの代表として所属し、世小P広報誌「PTAの広場」の作成に当たります。本校は平成30年度に編集担当校でしたので、今回は令和8年度の予定です。この年は担当役員を選出予定です。

総会 そうかい (P2参照)

た 第8ブロック校長 会長 副会長 だいはちぶろっく こうちょう かいちょう ふくかいちょうかい

第8ブロックの校長・会長・副会長の情報交換のための会議です。常任理事校の主催です。

第8ブロック情報交換会 だいはちぶろっくじょうほうこうかんかい

第8ブロックの各校がブロック研修会のための話し合いをします。本校では、主に学級代表委員長と副会長が出席しています。常任理事校の主催です。

単P(単位PTA) たんぴー

各小学校のPTAのことです。

単P研修 たんぴーけんしゅう

「子どもたちの幸せ」のために、私たちは何をすべきかについて全員で考えていく活動です。この研修会のために活動費が世小Pより支給されます。等々力小では学年代表委員会が研修会を担当しています。

地域環境連絡協議会 ちいきかんきょうれんらくきょうぎかい

世田谷区内にある警察4署(玉川・世田谷・成城・北沢)の管轄ごとに、警察・学校・PTA等で、子どもを取り巻く環境などについて意見交換をする会です。世田谷区内61校が各管轄に所属。本校は玉川警察署の管轄です。16年に1度当番校となり、準備・開催します。また、協議会に先立ち、春に情報交換会をします。

地区班 ちくはん (P1参照)

都小P・都P(東京小学校PTA協議会) としょうぴー

東京都のPTA連合の集合体。各地区PTA連合の活動を支援。

「等々力」 「とどろき」

等々力小学校PTA広報誌。広報委員会が担当しています。

とどろき安全マップ とどろきあんぜんまっぷ

PTA・学校・警察等が連携し、学区内のパトロールを通して危険な場所を洗い出し、表示した地図。子どもたちが自分の身を守り、より安全な生活を送れることを目的として作成したものです。

等々カグリーンズ とどろきぐりーんず (P2参照)

軟式少年野球チームです。等々力小や私立小学校6～1年生・年長さんが在籍し、楽しく元気に活動しています。

等々力FC とどろきえふしー (P2参照)

等々力小学校のPTAサークルであり、在校生、近隣の小学生、年長さんを中心とした少年少女のためのサッカーチームです。サッカー技術を身につけ、プレーの楽しさを覚え、チームプレーの行動を学び、全員で楽しくプレーすることを目指して校庭や体育館で元気に楽しく活動しています。対外試合も砧公園、旧玉川高校などで行っています。

とどろき絵本の国 とどろきえほんのくに (P2参照)

「とどろき絵本の国」は等々力小学校の子供たちに絵本の読み聞かせをするサークル活動です。1～3年生の各クラスで月2回、朝学習の時間に読み聞かせをしています。各学期に設けられている読書週間は4～6年生にも学年に合った作品を選び読み聞かせをしています。また新BOP内でも月2回の活動をしています。

とどろき会 とどろきかい

現旧学校長・副校長・PTA役員で構成される組織です。

等々力三和会 とどろきさんわかい

等々力小学校学区内の町内会です。様々な地域行事を子どもたちのために、主催していただいています。(8丁目公園防災訓練・D型ポンプなど)

な 七校二園連絡協議会 ななこうにえん れんらくきょうぎかい

東深沢小学校、等々力小学校、学芸大学附属世田谷小学校、東深沢中学校、学芸大学附属世田谷中学校、都立園芸高校、東京都市大学等々力中・高校、三島幼稚園、麻生学園深沢幼稚園の7校2園のPTAと教師、青少年委員、保護者などで構成されています。地域で連携し、子どもたちの健全育成、地域防災、学校の教育活動の充実を目指し活動しています。令和4年度より定期開催が中止となり、不定期での開催になりました。

日P(日本PTA全国協議会) にっぴー

46道府県と12政令指定都市並びに東京都(小学校・中学校)2協議会、合わせて60のPTA協議会で組織されています。

は 東深沢・等々カコミュニティー ひがしふかさわ・とどろきこみゆにていー

子どもたちの健全育成を願う地域の人たちが力を合わせ、活動を通じて学びあい、支えあう地域づくりを目指しています。フリーマーケット、防災体験、ウォークラリーなど地域の支援協力団体です。

東深沢スポーツ文化クラブ ひがしふかさわすぽーつぶんかくらぶ

東深沢中学校を活動拠点に、文部科学省が全国展開を進めている「総合型地域スポーツクラブ」青少年の健全育成、豊かな地域社会をつくることを目指し地域の活性化を図っています。

PTA運営セミナー ぴーていーえーうんえいせみなー

世田谷区生涯学習課が主催するPTA活動の学習会です。

PTA自転車パトロールプレート ぴーていーえーじてんしゃぱとろーるぷれーと

保護者の自転車に任意で設置していただく黄色のカード。目的は「こどもを守ろう110番」ステッカー・プレートと同様です。

PTAだより ぴーていーえーだより

総会の議事録・活動報告です。役員会が発行しています。

PTAの広場 ぴーていーえーのひろば

世小Pの広報誌です。

PTAパトロール ピーていーえーぱとろーる

首下げ式防犯パトロールカード(PTA 用語参照)を携帯することにより、時間帯や地区班内外に関わらず、安全確認と防犯を目的に地域を見守り、事故・犯罪・非行の抑制を目指します。

保護者がパトロール中に危険箇所などに気づいた場合、校外補導委員に報告できる流れとなっています。

PTAバレーボール ピーていーえーばれーぼーる (P2参照)

PTA 会員のサークルで、ママやパパがみんなで楽しくバレーをしています。第8ブロック選抜大会出場など他校との交流や、夏祭りなど学校行事にも参加。毎週水曜日・土曜日に活動しています。

PTA保険 ピーていーえーほけん

PTAに入会すると自動的にPTA総合補償制度に加入いたします。加入年会費200円はPTA会費に含まれます。PTAの行事に参加、もしくは参加のための往復時に起きた事故への補償がされます。

(詳しい補償内容についてはPTA役員会計におたずね下さい。)

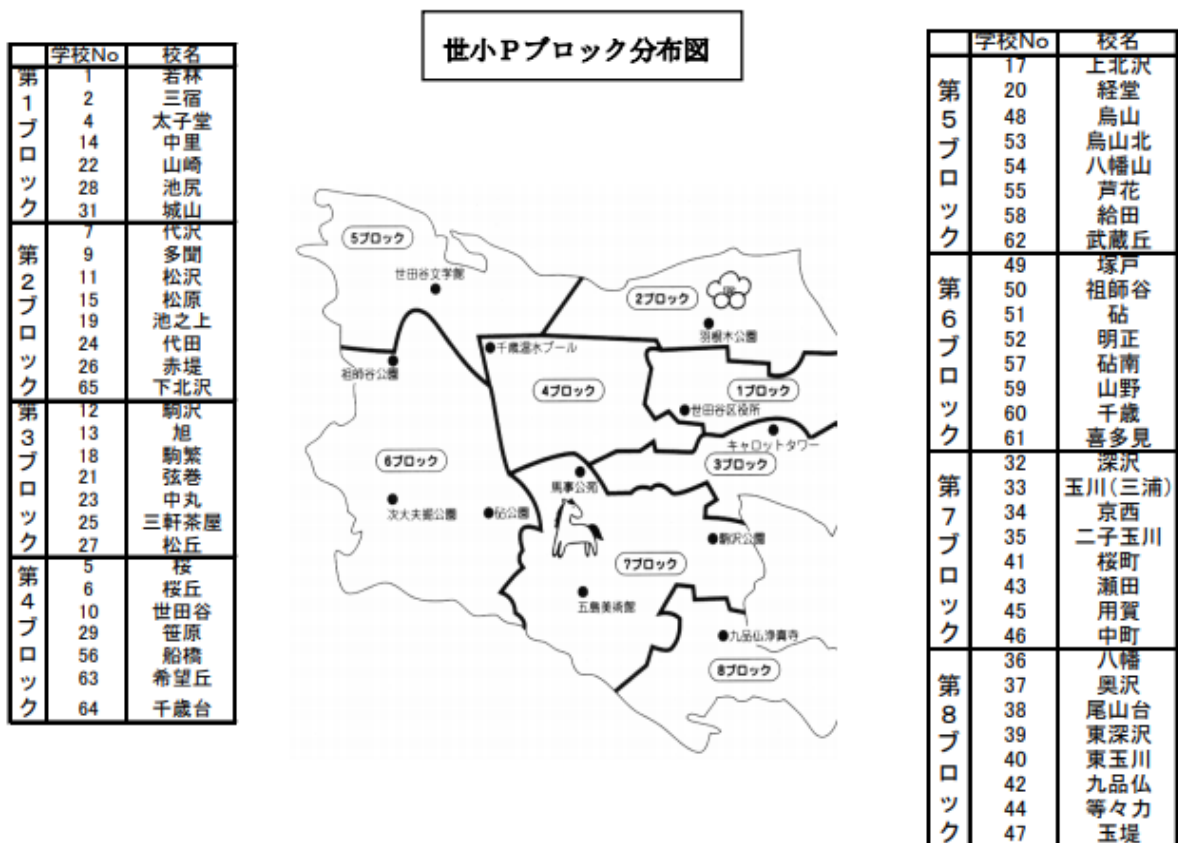
PTAホームページ ピーていーえーほーむぺーじ

役員会、各委員会からのお知らせ等をホームページに掲載しPTA会員に向けて情報発信をしています。

URL : <https://www.todorokipta.com/>

ブロック ぶろっく

区立小学校61校が8校ずつ8地域に分かれ、それぞれ組織しているグループの単位。



深沢三友会 ふかさわさんゆうかい

等々力小学校学区内の町内会です。

文化厚生委員会 ぶんかこうせいいいんかい (P5参照)

ベルマーク べるまーく

令和2年度、切り取りベルマークの収集を終了し、ウェブベルマークによる収集に切り替わりました。

保護者用名札 ほごしゃようなふだ

保護者が学校内に入る際につける名札です。不審者侵入の防止が目的ですが、保護者がお互いの名前を覚えるという利点もあります。役員会が発行しています。破損した場合等の問い合わせ先も役員会です。

ボランティアスタッフ ぼらんていあすたっふ

役員会・委員会が必要に応じて募集するお手伝いスタッフです。

ま **マチコミ・メール** まちこみ・めーる

PTA役員会からPTA会員に向けて連絡事項を送る際に使用する一斉メール配信アプリケーションです。

みしまの森あいさつ運動(あいさつキャンペーン) みしまのもりあいさつうんどう

みしまの森学舎で行われている運動です。等々力小学校では、月1回朝のあいさつ運動を生徒と保護者で行っています。

みしまの森学舎 みしまのもりがくしゃ

世田谷9年教育の施設に沿って、地域と共に子供を育てる教育を連携して進める、東深沢中学校、東深沢小学校、等々力小学校、三島幼稚園3校1園のことで、(深沢保育園、麻生学園深沢幼稚園、めぐみ保育園、ナオミ保育園が提携幼稚園・保育園となっています。)みしまの森学舎は、地域の力を基盤に「見る・知る・学ぶ」を大切に将来の人材を育てていくことを基本理念としています。

民生委員・児童委員 みんせいいいん・じどういいん

地域のなかの身近な相談相手として活動している方。子どものことで悩みなどの相談に助言援助を行います。

みんなで学ぶPTA みんなでまなぶぴーていーえー

子どもたちの健全な成長や幸せの実現を目指し、PTAのよりよい活動のあり方をみんなで情報交換し、学び合う勉強会です。教育委員会と世小Pとの共催事業です。全体会及び役員、学級、研修、広報、校外などの各分科会に分かれて行います。

ら **理事・理事会** りじ・りじかい

区立小学校61校の校長とPTA会長が世小Pの理事としてその任につきます。理事会は各校の理事と世小P役員で構成され、世小Pの運営、活動に関する事項を決定する総会に次ぐ議決機関です。

わ **わくわくスクール** わくわくすくーる

「手作り・ものづくり・趣味を高める・力をつける」をねらいに、平成20年度(2008年)から夏季休業中に実施しています。地域の方、東深沢中学校の先生方、保護者のボランティアやスタッフの方々にご協力いただいています。

等々力小学校PTA 規約

世田谷区等々力7-26-1 等々力小学校内 電話(3702)2185(代)

第1章 名称及び所在地

第1条 本会は、等々力小学校PTAといい、事務所を等々力小学校内におく。

第2章 目的および性格

第2条 本会の目的は、下記のとおりとする。

1. 会員相互の親和と教養の向上をはかる。
2. 家庭、学校及び社会における児童の幸福を高める。
3. 児童の生活環境の整備をはかる。

第3条 本会は、営利的、政党的、宗教的なものでなく、学校の人事その他管理について干渉しない。また、本会は前条に掲げる目的を達成するため、必要に応じて児童の教育・福祉のために活動する団体と協力する。

第3章 会員

第4条 本会は、下記の内では本会の目的に賛同し、その活動に参加することを希望する者が入会する。

1. 本校に在籍する児童の保護者（以下保護者という）。
2. 本校に在勤する教員（以下教員という）。

第5条 本会の会員（世帯単位）は、会費を納めるものとし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第4章 経理

第6条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入によって支弁する。

第7条 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行なわれ、本会の資産はすべて第2条の目的以外に使用してはならない。

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員

第9条 本会の役員については、次のとおりとする。

1. 役員は、①会長1名 ②副会長3名以上
③幹事2名 ④会計2名 ⑤遊び場代表委員長1名 とする。
2. 役員は、他の役員、会計監査委員を兼ねることができない。
3. 役員の任期は、1ヶ年とし、但し再任をさまたげない。
4. 役員に欠員が生じた場合、役員会にて推薦、承認し、総会で報告する。
5. 役員の任期満了後も、後任者の就任するまでその任にあたるものとする。

第10条 役員、会計監査委員の選出は、次のとおりとする。

1. 役員・委員選出規定にて規定する。

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長はその職責上、会計監査委員会を除くすべての会議に出席し、意見を述べることができる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
3. 幹事は、会務をつかさどる。
 - ① 総会の議事ならびに重要事項を記録する。
 - ② 本会の庶務を行ない、記録その他の書類を保管する。
4. 会計は、総会が決定した予算に基づいて、すべての会計事務を処理し、次年度当初の総会において、会計

監査委員の監査を経た決算報告をする。

5. 遊び場代表委員長は遊び場運営委員会を主催し、関係各所と連携して校庭開放他イベントを開催する。

第12条 校長は、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 会計監査委員

第13条 本会の経理を監査するため、4名を上限に会計監査をおく。

第14条 会計監査委員の選出、就任および任期は、役員に準ずる。

第15条 会計監査委員は、随時会計を監査し、その結果を5月総会に報告する。

第7章 総会

第16条 総会は本会の最高決議機関で、定期総会と臨時総会とする。

1. 5月総会では、前年度の決算の報告・承認、予算の審議・決定、年間事業計画・前年度事業報告を行う。
2. 2月総会では、次年度役員および会計監査委員を審議・決定する。
3. 臨時総会は、議決すべき事項が生じた時、または世帯数の5分の1以上の要求があった時、会長がこれを招集する。
4. 議長は、その度毎に会員の中から選ばれる。

第17条 総会は、前条に掲げるもののほか、次の事項を議決する。

1. 規約の改廃に関する事。
2. その他必要と認めた事。

第18条 総会の成立定数は、委任状を含めて、世帯数の5分の1以上とし、議事は出席者の過半数で決する。

第8章 委員会

第19条 委員会には常任委員会、臨時委員会、および会計監査委員会をおく。

第20条 常任委員会は、学年代表委員会、文化厚生委員会、校外補導委員会、広報委員会、遊び場開放企画実行委員会とする。

第21条 学年代表委員会は、各学年の連絡をはかる。

第22条 文化厚生委員会は、会員相互の親和と教養の向上をはかるとともに、福利厚生にあたる。

第23条 校外補導委員会は、校外における児童の生活補導にたずさわる。

第24条 広報委員会は、会報を発行し、PTA活動の伝達、意見の交換等につとめる。

第25条 遊び場開放企画実行委員会は、遊び場開放運営委員会と協力し、行事を実行する。

第26条 各常任委員は、委員長と副委員長を互選する。

第27条 常任委員は、各常任委員会に所属し、また各学級担任、各地区班担当教員と連絡して学級集会、地区班集会を開き、会員相互の教養の向上と親睦をはかることにつとめる。

第28条 臨時委員会は、必要に応じて構成され、その委員は任期が終了した時解任される。

第29条 各委員会は、委員長がこれを招集する。

第9章 改正

第30条 本規約は、総会の議決によらなければ改正することができない。

第10章 個人情報の取り扱いについて

世田谷区立等々力小学校PTA 個人情報取扱方法

第31条 この個人情報取扱方法は、等々力小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を

保護することを目的として制定する。

第32条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第33条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

第34条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

第35条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) その他必要とするもので同意を得た事項

前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

第36条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目

または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。

ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

第37条 個人情報は、本会役員が適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

第38条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

第39条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第40条 個人情報を第三者（第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

第41条 第三者（第9条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名/住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第42条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

その地位を退いた後も同様とする。

第43条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第44条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

第45条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

本取扱方法は、平成30年4月1日より施行する。

附則

本規約は、平成29年2月21日改正、平成29年4月1日より施行する。

本規約は、平成30年2月27日改正、平成30年4月1日より施行する。

本規約は、平成31年2月19日改正、平成31年4月1日より施行する。

本規約は、令和3年7月17日改正、令和4年4月1日より施行する。

本規約は、令和5年2月1日「第5章 役員」を修正、令和5年4月1日より施行する。

○ 役員・会計監査委員選出規定 令和3年7月17日改正・令和4年4月1日施行

1. 推薦委員会は、他の常任委員会と共に募集する。
2. 正副委員長が互選された推薦委員会は、委員長が招集し運営にあたる。
3. 推薦委員会の構成と任務は、次のとおりとする。
構成 全学年より募集し、役員・会計監査委員を除くものとする。
任務 (1) 役員、会計監査委員、各委員の候補者を推薦し内諾を得る。
(2) 各会員のポイント管理を行う。
4. その他細部については、推薦委員会に一任する。
5. 役員は、総会において承認を受けなければならない。

○ 等々力小学校PTA慶弔内規 平成29年2月21日改正・平成29年4月1日施行

等々力小学校PTA慶弔内規を次のように定める。

第1条 (対象)

- ① 等々力小学校児童、保護者、教員。
- ② その他役員の協議によって必要と認めた場合。

第2条 (慶弔の種類)

香典、見舞、慶事（教員の転退職、結婚及び出産）。

第3条 (香典)

- ① 児童・保護者・教員は、各10,000円と弔電とする。
- ② 教員の家族の場合（配偶者および一親等）5,000円と弔電とする。

第4条 (見舞)

原則として3,000円程度の金品とする。

- ① 児童が傷病により三週間以上欠席したとき（入院の場合は二週間以上とする）。
- ② 教員が傷病により三週間以上欠勤したとき。
- ③ 災害の場合は第6条によるものとする。

第5条 (慶事)

- ① 教員の転退職 原則として3,000円程度の記念品を贈るものとする。
- ② 教員の結婚、出産 10,000円と祝賀電報とする。

第6条 以上の各条施行につき、特別の事情ある時は総会で定める。但し、緊急の場合は役員会において措置し、次回の総会の承認を得るものとする。

附則

- ・以上すべての規定による金品についての返礼は行わない。
- ・第3条、第4条、第5条に関わる取りまとめ役は学級委員と役員代表とし、細部については役員に一任するものとする。

等々力小学校PTAサークル規定

平成19年5月15日施行

等々力小学校PTAサークル規定を次のように定める。

第1条 (目的)

- ①等々力小学校及び地域児童の健全育成を目的とする。
- ②PTA会員のコミュニケーション向上を図ることを目的とする。

第2条 (運営)

- ①PTA活動のサークルとして目的を達成するために設置する。
- ②等々力小学校在籍児童保護者及び地域協力者が自主的に運営する。
- ③代表者は、本校在籍児童保護者から選出する。
- ④活動を円滑に行なうために、必要に応じて学校、教職員に相談し運営を進める。
- ⑤PTAより活動補助金を支給する。

第3条 (登録者)

サークルの目的に賛同し入会を希望したものが活動に参加することができる。

第4条 (登録団体)

サークルは、等々力グリーンズ、等々力フットボールクラブ(FC)、PTAバレーボール部、おやじの会、すくらんぶる、とどろき絵本の国とする。

第5条 (補償)

PTA活動として、総合保険に全員加入する。

安全を第一に、必要に応じて各自または各サークルで保険に加入し、自己責任のもとで活動する。

第6条 (その他)

- ① 新しくサークルを発足するには、所定の書類に記入した上で役員会にて協議し、総会で議決する。
- ② サークル活動で等々力小学校施設を利用する時は、学校の承認を得て使用する。
- ③ 学校施設の出入りの際には、挨拶を忘れず、用件を必ず伝える。
- ④ 活動費用は各サークルで決定するが、高額の活動費用にならないよう配慮する。